

## 対象となる事業者（1～5全てに該当する方に一律10万円）

- 茨木市内に事業所がある（2020年3月31日以前から営業し、今後も事業継続予定）
- 中小企業基本法第2条に定める規模の「中小企業者」または同規模の営利法人である（P.2のQ6参照）
- 副業ではなく、反復継続的に営利目的で営み、確定申告をしている  
 ※ 個人の場合、申告時に事業収入または不動産収入（P.3のQ7参照）を計上している場合に限る
- 原則、2020年4月または5月の事業全体の売上が前年の同月に比べて減少している  
 ※ 大阪府の休業要請対象の場合は、休業要請（営業時間の短縮を含む）に協力しており、府の休業要請支援金の交付を受けていない（受ける予定がない） 場合に限る
- 性風俗関連特殊営業の経営者、市税の滞納者、暴力団の統制下にある事業者ではない（滞納解消に向けて手続中の場合は除く）

## 必要な書類

- ① 申請書兼請求書・誓約書（ホームページからダウンロード）
  - ② 売上の減少が分かる書類（2020年4月または5月と2019年同月の売上が分かるもの※）
  - ③ 直近の確定申告書のコピー（必要な部分はP.3のQ8参照）
  - ④ 給付金振込口座の分かる資料（金融機関・支店・番号・名義が分かる通帳やカードなど）
  - ⑤ 市内事業所の所在地が分かる書類（確定申告書で所在地が確認できない場合のみ）
  - ⑥ 本人確認書類のコピー（個人の場合のみ）…運転免許証、健康保険証などの氏名がある面
- ※ 4月や5月での比較ができない・適当でない方（P.2のQ5）は、他の基準があります。

事業者名・法人名が明記されたもの

申請者名義の  
口座でお願い  
します。

【備考】下のA・Bいずれかに該当する方は、一部の書類を省略できます。

- A：3/2以降に茨木市でセーフティネット保証4・5号、危機関連保証の認定を受けた方：②③⑤省略可能**  
 →認定書のコピーをご提出ください（なくても省略可能ですが、審査に時間を要する場合があります）
- B：国の「持続化給付金」の給付が決定している方：②省略可能**  
 →必ず給付通知書（はがき）のコピーをご提出ください。

## 申請の方法

《注意》申請は1事業者につき1回です。

★市ホームページから電子申請（②～⑥を添付）、または①をダウンロードして①～⑥を商工労政課（P.3の住所）へ郵送してください（レターパックなど配達状況を確認できる方法推奨）。

【URL】[https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/ouen\\_kyuhukin/ouen2020.html](https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shoukou/menu/ouen_kyuhukin/ouen2020.html)

★電子申請や書類のダウンロードが困難な場合に限り、市役所本館7階の会議室で受付を行います。②～⑥の書類と実印をお持ちください。

（感染症拡大防止のため、可能な限り電子申請・郵送にご協力ください。）

**【申請期限】2020年7月31日（金）まで ※消印有効**



## よくある質問と回答

### Q1. 事業主の住所や本社が市外の場合も申請できますか？

A. 茨木市内に営業実態のある事業所があれば、住所や納税地が市外でも申請できます。  
逆に、住所や納税地が市内でも、事業所が市外にある場合は対象外となります。

### Q2. 事業を複数営んでいる場合、それぞれの事業について申請できますか？

A. 申請は、1事業者につき1回です。

- ◆個人事業主として複数の事業や店舗を営んでいる場合 →申請は1回のみ
- ◆複数の法人を経営している場合 →それぞれの法人で申請可能
- ◆個人事業主をしながら法人を経営している場合 →個人・法人それぞれで申請可能

### Q3. 創業後間もないため、まだ確定申告の時期が来ていない場合は？

A. 確定申告書の代わりに、個人事業主の方は「個人事業の開業・廃業等届出書」のコピー、法人は「法人設立（開設）届出書」のコピーをご提出ください。

### Q4. 「売上の減少が分かる書類」として、どんなものが認められますか？

A. 試算表や申告書類のほか、申請者本人が作成している売上台帳などでも構いません。

### Q5. 4月または5月時点での売上の比較ができない（適当でない）場合は？

A. 他に定める基準で審査をします。基準や提出書類は、ホームページをご覧ください。

- （想定される例）
- ・2019年4月2日以降に創業した方
  - ・2019年4月2日以降に事業や店舗を拡大した方
  - ・季節などの影響で売上が偏在している方 など

### Q6. 対象者となる「中小企業者」の定義（規模）は？

A. この給付金では、下の表に当てはまる規模の法人（営利）・個人事業主を指します。

法人の例：株式会社、合同会社、農事組合など（NPO法人など非営利団体は対象外）

業種	中小企業者（下のいずれかを満たす）	
	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

## Q7. 不動産収入がある場合は、どの規模から「事業者」と認められますか？

A. 土地・建物を貸している場合、大阪府の個人事業税の課税対象となる規模（下表）以上の不動産貸付業を営む方を、給付金の対象となる「事業者」と判断します。なお、駐車場を貸している場合は、駐車台数5台を1室と換算し、同基準により判断します。

貸付けの態様		基準	
建物	住宅	①一戸建住宅以外（アパート、貸間など）	10室
		②一戸建住宅	10棟
	住宅以外	③独立家屋以外（貸店舗など）	10室
		④独立家屋（倉庫など）	5棟
土地	⑤住宅用	貸付契約件数が10件または貸付面積が2000平方メートル	
	⑥住宅用以外	貸付契約件数が10件	
①～⑥を併せて貸し付けている		室数、棟数または土地の貸付契約件数の合計数が10件	
建物の貸付総面積が600平方メートル以上で、建物の賃貸料収入金額が年1000万円以上			

（大阪府ホームページ）<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/kojnnintei.html>

## Q8. 確定申告書はどのページのコピーが必要ですか？

A. 法人と個人や申告の種類で異なります。下の書類のコピーをご提出ください。電子申告の場合は、受付済みであると分かる書類（メール詳細など）も添付してください。

法人	「確定申告書別表1」「法人事業概況説明書※」のコピー
個人事業主（青色申告）	「確定申告書第1表」「所得税青色申告決算書※」のコピー
個人事業主（白色申告）	「確定申告書第1表」のコピー

※の書類は2ページ分ありますのでご注意ください

## 不正受給防止に向けて

提出いただいた申請書類は、市で厳正に審査・調査を行います。

書類（申請書兼請求書、誓約書、他の添付書類）に虚偽が認められた場合、

- ◆給付金の交付後であっても、返還を求めます（加算金・延滞金あり）。
- ◆悪質な場合は、事業所名の公表や刑事告発を行うことがあります。

## 問い合わせ（書類郵送先）

茨木市 産業環境部 商工労政課 応援給付金係（市役所本館7階）

【住所】〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

【電話】072-620-1620（平日 午前8時45分～午後5時15分）

【メール】[sykorosei@city.ibaraki.lg.jp](mailto:sykorosei@city.ibaraki.lg.jp) ※メールでの申請は受け付けていません

# 茨木市事業者応援給付金の申請は 電子申請か郵送での申請が便利です！



並ばずスムーズ♪

ラクラク申請♪



## 電子申請の場合

① 交付申請書兼請求書・誓約書以外の必要書類をスキャンまたは写真データなどで用意します。

(PDF、JPG、GIF、エクセル、ワード形式のデータで計10MBまで添付可能です)

② 市ホームページの申請フォームから、必要な項目を入力します。

(入力する内容は交付申請書兼請求書及び誓約書の内容です)

③ ①で用意した必要書類のデータを添付します。

④ 最後に確認画面で記入間違いや記入漏れ、データの添付忘れが無いかを確認し、申し込みます。

※市ホームページのURL (QRコード) は、P.1をご覧ください。

## 郵送の場合

① 市ホームページから交付申請書兼請求書・誓約書を印刷し、必要事項を記入します。

② ①以外の必要書類を用意します。

③ 必要書類がすべてそろっているか、記入間違いや記入漏れがないかを確認します。

④ 必要書類をすべて封筒に入れ、送料分の切手を貼ってポストに投函します。

※配達状況の確認が可能な方法(簡易書留・レターパックなど)での郵送をお勧めします。

※送付先の住所はP.3をご覧ください。

## ！ご注意ください！

- ・窓口でのご申請は非常に混雑する可能性があります。電子申請や郵送が困難な場合を除き、感染症拡大防止の観点からも、上のいずれかの方法での申請にご協力をお願いいたします。
- ・「給付金詐欺」にご注意ください！市役所が給付のために手数料を求めることは、絶対にありません。